

容量市場システム
(実需給期間前機能[長期用])
に係る設計開発及び運用保守業務委託
仕様書

電力広域的運営推進機関

目次

1. 調達案件の概要に関する事項	1
(1) 調達件名	1
(2) 調達の背景	1
(3) 目的及び期待する効果	1
(4) 用語の定義	1
(5) 業務・情報システムの概要	3
(6) 契約期間・契約形態	4
(7) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位	5
(8) 作業スケジュール	5
2. 満たすべき要件に関する事項	6
(1) 満たすべき要件	6
3. 作業の実施内容に関する事項	7
(2) 作業の内容	7
(3) 成果物の範囲、納品期日等	8
4. 作業の実施体制・方法に関する事項	13
(1) 作業実施体制	13
(2) 管理体制	13
(3) 作業要員に求める資格等の要件	13
(4) 作業場所	14
(5) 作業の管理に関する要領	15
(6) 作業実施体制に関する留意事項	15
5. 作業の実施に関する事項	15
(1) サプライチェーンリスク対策	15
(2) 機密保持、資料の取扱い	15
(3) 遵守する法令等	15
6. 成果物の取扱いに関する事項	16
(1) 知的財産権の帰属	16
(2) 契約不適合責任	16
(3) 検収	17
7. 入札参加資格に関する事項	17
(1) 入札参加要件	17
8. 再委託に関する事項	18
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	18
(2) 承認手続	18
9. その他特記事項	18
(1) 前提条件及び制約条件	18
10. 附属文書	19

1.調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

容量市場システム(実需給期間前機能[長期用])に係る設計開発及び運用保守業務委託

(2) 調達の背景

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、容量市場の市場管理者として一定の役割を果たすことと整理されており、容量オークションを開催して供給力（kW 価値）を確保した後、実需給期間に発電事業者等が供給力を提供していることをアセスメントしつつ、小売電気事業者や一般送配電事業者、発電事業者等との請求・交付等の運用業務を行っている。

運用業務を日々行っている中、「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第八次中間とりまとめ」にて「長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」という）を容量市場の一部として導入することとなり、現行容量市場の運営主体である本機関が同オークションの運営主体となった。現在は暫定対応として現行の容量市場システムを部分的に活用しながら運用を行っているが、今後、契約情報、リクワイアメント・アセスメント、ペナルティ・請求交付等の運用業務を長期間にわたって実施する必要がある、これまで以上の正確性や信頼性が求められている。

(3) 目的及び期待する効果

本機関は容量市場の運営主体として、本オークション業務において正確性や信頼性を確保するとともに、効率的な業務遂行及び会員その他の電気供給事業者の利便性向上を図るため、本オークションのためのシステム（以下「本システム」という。）を導入する。

(4) 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義を以下に示す。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
クラウドサービス	事業者により定義されたインタフェースにより、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的リソースにネットワーク経由でアクセスでき、利用者により自由なリソース設定・管理が可能なサービスで、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地がある。
クラウドサービス事業者	クラウドサービスを提供する事業者又はクラウドサービスを用いて本機関の情報システムを開発・運用する事業者。
クラウドサービスプロバイダ	クラウドサービス事業者のうち、クラウドサービスを提供する事業者。
クラウドサービスブローカー	クラウドサービス事業者のうち、クラウドサービスを用いて本機関の情報システムを開発・運用する事業者 ※本調達においては受託者に該当する。

用語	定義
クラウド	クラウドサービスに基づきクラウドサービスプロバイダから提供される物理的又は仮想的な全てのリソース。
プロジェクト計画書	本機関が定める容量市場の実需給期間に向けたシステム開発プロジェクト計画書（本システムの導入目的・背景、機能及び適用範囲、導入スケジュール及び開発人員体制、導入費用等を記載）
プロジェクト管理計画書	プロジェクト計画書について、スケジュールや体制、及びプロジェクトを管理するための基準を具体化した計画書（コミュニケーション計画、進捗管理、品質管理、リスク管理、課題管理、変更管理の手法や手順、遵守事項等を定義）

(5) 業務・情報システムの概要

① 容量市場の実需給期間業務

本調達においては、以下の業務（赤字で記載）に対応するシステムを対象とする。

図 1-1 容量市場の実需給期間業務

長期脱炭素電源オークションの業務一覧			
オークション業務	契約管理	リクワイアメント・アセスメント	ペナルティ・請求交付
- 参加登録 - 応札 - 契約締結	- 契約変更、解約、解除 - 市場退出 - 電源等差替 - 物価補正 - 系統接続費・水素アンモニア補助金の確定対応 - 落札火力のさらなる脱炭素化のための追加投資の対応	- 容量停止計画調整 - 余力活用契約 - 供給力維持 - 市場応札 - 供給指示 - 脱炭素燃料の混焼率 - 年間設備利用率 - 脱炭素化ロードマップ遵守 - 供給力提供開始時期・期限遵守	- ペナルティ対応 - 入出金対応 - 財務経理対応 - 容量確保契約金額算定 - 拠出金算定 - 太陽光廃棄等積立の算定 - 他市場収益の還付

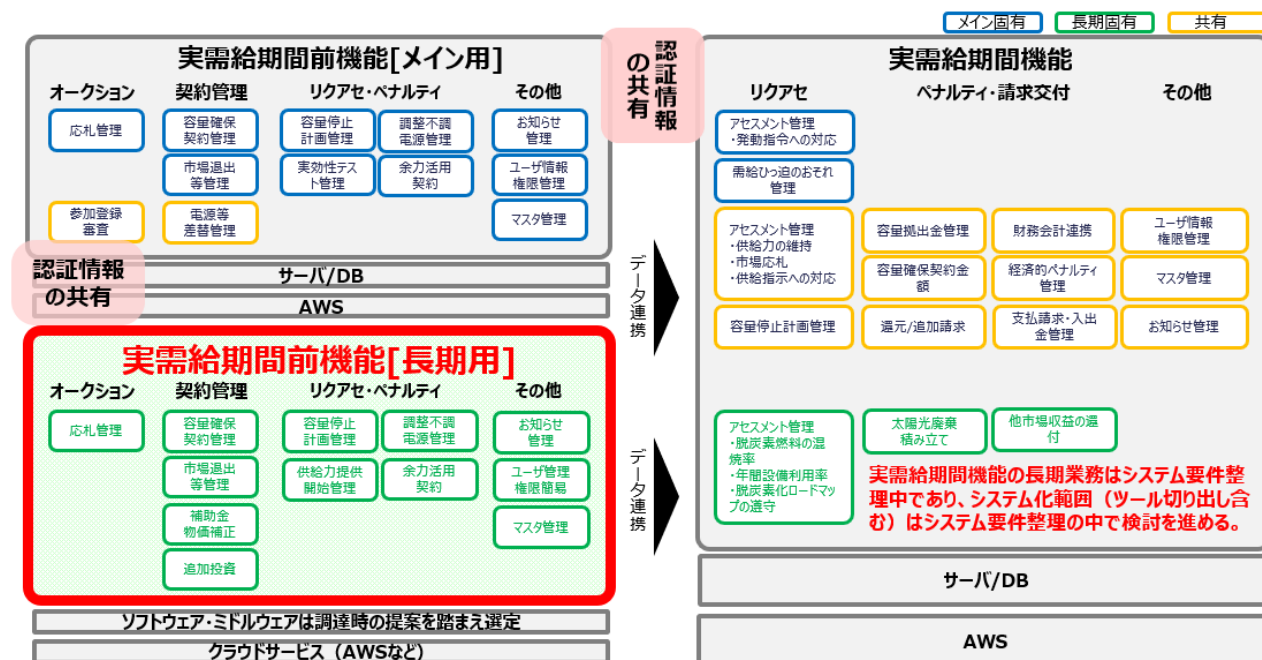
対象業務

※太字は長期脱炭素電源オークション特有の業務

② 長期脱炭素電源オークションに関するシステムの概要

本システムは下図の赤枠部で表しており、長期脱炭素電源オークションの実需給期間前の業務に係る機能等で構成される。

図 1-2 全体システム概要図（案）



(6) 契約期間・契約形態

① 設計開発業務

ア．履行期間：契約締結日から 2027 年 3 月末まで

イ．契約形態：準委任契約（要件確認・受入テスト支援・参加者テスト支援・移行・教育）
請負契約（基本設計・詳細設計・開発・結合テスト・総合テスト）

② 運用保守業務

ア．履行期間：2027 年 4 月から 2029 年 3 月末まで（但し、契約は 1 年毎の更新）

イ．契約形態：準委任契約

本システムでは、本調達における契約期間終了後も、クラウドサービスの契約期間終了前に契約の延長又は他のクラウドサービスブローカへの引継ぎ等を実施することにより、本システムの運用等を行うクラウドをそのまま継続利用することを想定している。そのため、本システムの運用を行うクラウドサービスのアカウントは本機関専用のアカウントとして作成し、引継ぎの際はクラウドサービスプロバイダの指定する手順に従い、他のクラウドサービスブローカへアカウント委譲できるようにすること。提案時に本機関専用のアカウントとして作成できない場合、運用保守業務契約期間が満了するまでに本機関専用アカウントに本システムに関する環境等を再構築し、引継ぎができる状態にすること。但し、本システムの運用等に支障を来さず、且つ次期運用保守事業者等の調達に支障を来さないスケジ

ルールで実施する限り、契約期間中、本機関の承認を得て、クラウドサービスプロカーの負担において他のクラウドサービスへ移行することを妨げない。

(7) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位

関連する調達案件は以下の通り。

表 1-1 関連調達案件

項番	調達案件名	調達の方式	実施予定時期
①	容量市場システム(実需給期間前機能[メイン用])の長期脱炭素電源向け関連機能の設計開発業務委託	随意契約	2025 年 12 月 ※開発完了は 2027 年 3 月予定
②	容量市場システム(実需給期間機能)の長期脱炭素電源向け関連機能の設計開発業務委託	随意契約	2025 年 10 月 ※開発完了は 2027 年 3 月予定

(8) 作業スケジュール

本システムの導入については、下図赤枠の想定スケジュールで実装する。

①、②については「(7) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位」に準ずる。
なお、具体的な作業スケジュールについては、柔軟に変更し最適な WBS を作成すること。

図 1-3 想定スケジュール



2. 満たすべき要件に関する事項

(1) 満たすべき要件

本調達の実施に当たっては、別紙「要件定義書」の各要件を満たすこと。

なお、提案書の作成に当たり、業務要件を実現するために要件定義書で示す仕様によることなく、経済的又は技術的に優れた代替方法による提案を行うことを妨げない。

(2) 運用保守費用の算出に係る要件

本調達の運用保守費用に含まれる、ライセンス費用等の業務量やユーザ数に依存する費目を算出する際は「要件定義書_別紙 02_主要業務量一覧」に記載の数値を基に算出すること。

3. 作業の実施内容に関する事項

(1) 作業の内容

業務及び作業の実施内容は以下を想定している。

なお、詳細は別紙「要件定義書」を参照のこと。

表 3-1 役務における本調達の概要

項番	作業の内容	概要
1	全体管理業務	・ 受託者は、本業務の全工程に渡り、受託者の調達範囲に係る作業を管理すること。 ・ 受託者は、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理計画書と整合を取りつつ、設計開発計画書を作成し、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、要件定義書に定めた内容に修正が必要となった場合、本機関職員等の関係各位との調整を主体的に行うとともに、内容変更の妥当性を確認すること。 ・ 受託者は、運用保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、工数、作業時間等の作業実績状況その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用保守計画書を作成し、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、運用保守設計を行うにあたり、リソースの使用状況に応じてサーバのスペック等を柔軟に変更できる機能により、リソースの効率的な使用を通じてコスト削減を継続的に図っていく取組（オートスケールを利用する場合の変更条件・上下限值等を含む）を含める。 ・ 受託者は、受託者が実施する稼働後の運用保守業務の作業を管理すること
2	設計開発業務	・ 受託者は、本システムの要件確認、基本設計、開発、情報システム稼働環境の構築、テスト、運用設計等を実施すること。 ・ 受託者は、要件確認工程において、要件定義書を基に、本機関の意図や具体的な要件の内容について確認を行い、当該内容を要件確認書として取りまとめたうえで、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計を行い、成果物について本機関の承認を得ること。 なお、基本設計は受託者にてレビューを行ったうえで、成果物を本機関が確認する。 ・ 受託者は、本機関の承認を得た基本設計を基に詳細設計を行うこと。 なお、詳細設計は、受託者が行うレビュー会議に本機関職員が必要に応じて参加し、レビュー状況を確認するとともに、受託者が行ったレビュー結果を本機関が確認する。 ・ 受託者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト

項番	作業の内容	概要
		体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準、その他必要な事項を記載した工程毎のテスト計画書を作成し、本機関の承認を得ること。 ・ 受託者は、テスト計画書に基づくテストの実施に当たっては、具体的なテスト内容（テスト項目・使用するデータ等を含む。）について規定したテスト仕様書を作成し、これに基づきテストを実施すること。その際、総合テスト及び必要に応じて結合テストに関しては、テスト実施前にテスト仕様書について本機関の確認を受けること。また、各テストの実施状況及び結果については、随時本機関に報告を行うこと。 ・ 受託者は、本機関が受入テスト計画書を作成するに当たり、情報提供等の支援、環境整備、及び運用等の支援を行うこと。 ・ 受託者は、利用者へのシステム操作に係る教育を実施すること。 ・ 受託者は移行計画書を作成し、本機関の承認を得ること。
3	稼働後の運用保守業務	・ 受託者は、運用保守計画に基づき、運用保守業務を実施すること。 ・ 受託者は、本契約の終了後に他の運用保守事業者が本情報システムの運用保守を受託した場合には、次期運用保守事業者に対し、本システムの運用保守等を行うクラウドを原則としてそのまま引継ぐ。そのため、引継ぎに際しては、必要に応じて次期運用保守事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべく管理者権限の引き渡し等クラウドの引継ぎを行う。また、次期運用保守事業者へのクラウド引継ぎに遺漏が無いよう、クラウドサービスプロバイダとの契約内容や引継ぎ手順等を整備しておくこと。

(2) 成果物の範囲、納品期日等

① 成果物

本調達において想定している成果物は以下のとおりである。受託者は作業の詳細スケジュールと併せて、納品予定日を設計開発計画書等に記載すること。

また、追加の成果物があれば提案書に記載すること。

表 3-2 作業の内容と成果物

項番	作業の内容	成果物	成果物概要
1	全体管理業務	設計開発計画書	・ 作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール、サービス、製品選定基準、各種設計指針、規約等、コミュニケーション管理手法、体制管理手法、工程管理手法、品質管理基準・手法、リスク管理手法、課題管理手法、システム構成管理手法、変更管理手法、情報セキュリティ対策、その他必要な事項を明確にした計画書
2		運用保守計画書	・ 本システムの運用に係る作業概要、作業体制、スケジュール、成果物に関する事項（報告書）、運用保守形態（オンサイト、リモート等）、運用保守環境、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク・課題管理、システム構成管理、変更管理、サービスレベル、情報セキュリティ対策、その他必要な事項、作業管理、リスク・課題管理、品質管理基準等を明確にした計画書
3		進捗管理表	・ 作業の予定及び実績について記載した管理表
4		品質報告書	・ 設計書およびプログラムの品質について定量的・定性的に評価した報告書 ・ 単体テスト品質評価ではメトリクス測定（静的解析）ツールの実行結果 ・ 総合テスト品質評価では、最終納品ソースプログラム全体に対してのメトリクス測定ツール実行結果
5		課題管理表	・ プロジェクトの進捗を阻害する課題及び課題への対応策を示した管理表
6		リスク管理表	・ 抽出したリスク及びリスクの対応策等を示した管理表
7		会議議事録	・ 会議の開催・運営に当たり作成した、資料及び会議の議事録

8	設計開発業務	要件確認書	・ 要件に係る本機関との認識齟齬がないよう要件確認にて確認した内容を取りまとめた書面 ・ 具体的には、別紙「要件定義書」を追加・更新した要件定義書（案）、受託者が基本設計を実施するうえで要件確認工程にて作成する必要があると認めた書面（概念 E-R 図（データモデル設計書）、機能に関する階層図、機能間データフロー図は含むこと）、及び要件確認のために用いた問合せ履歴等の書面一式。
9		基本設計書	・ 設計開発計画書で定めた基本設計における成果物を取りまとめた書面
10		詳細設計書	・ 設計開発計画書で定めた詳細設計における成果物を取りまとめた書面
11		テスト計画書、テスト仕様書及びテスト結果報告書	・ テストの環境及び手順に関して定めた計画書 ・ テスト計画書に基づき実施したテスト結果の報告書等の各種成果物
12		システム利用マニュアル	・ システム利用に関するマニュアル
13		開発したプログラムのソースコード(DDL 文を含む) 及び実行形式プログラム	・ 本システムの実現にあたり新たに開発したプログラムのソースコード及び実行形式プログラム、データベース、ミドルウェア、クラウドサービス設計等に関する定義体
14	稼働後の運用保守業務	月次報告書	・ 運用保守状況を報告する文書及び資料
15		障害報告書	・ 障害発生の状況・原因・対策・再発防止策等を報告する文書及び資料

② 納品方法

項番	分類	要件
1	言語	成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
2	準拠すべき規格	- 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。 - 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本工業規格（JIS）の規定に準拠すること。
3	納品形態	- 成果物は電磁的記録媒体（CD-R 等）により作成し、本機関から特別に示す場合を除き、原則電磁的記録媒体は 1 部を納品すること。なお、稼働後の運用保守業務における成果物は、電子メールでの納品も可能とする。 - 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバインダ方式とすること。 - 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word、同 Excel 又は同 PowerPoint で読み込み可能な形式、及び PDF 形式で作成し、納品すること。なお、これらは原則として文字列検索機能を活用して文字列が検索可能な状態のものを納品すること。ただし、本機関が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
4	セキュリティ対策	- 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。 - 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
5	留意事項	- 納品後、本機関において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。 - 成果物の作成にあたって、特別なツールを使用する場合は、本機関の承認を得ること。

③ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、本機関が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

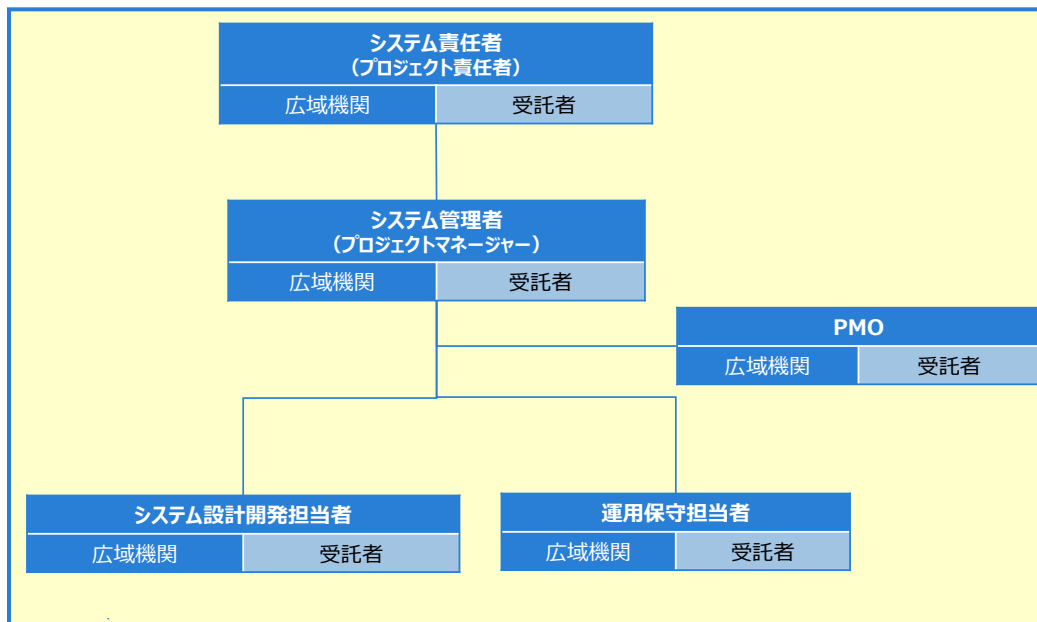
電力広域的運営推進機関 総務部 情報システム室

4. 作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

本プロジェクト実施に当たり、以下の体制図及びその従事する人数について記載すること。

図 4-1 体制図



(2) 管理体制

- ・ 委託事業の実施に当たり、本機関の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。
- ・ 本システムに本機関の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしい時も含む）に、追跡調査や立入検査等、部課と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
- ・ 当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ・ 再委託先に求める要件については、「8. 再委託に関する事項」に記載する。

(3) 作業要員に求める資格等の要件

① プロジェクト責任者

本調達全体の管理を行う責任者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限りではない。

- ・ 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の責任者としての経験を有すること。

② プロジェクトマネージャー

本調達の設計開発業務の管理を行う管理者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限り

ではない。

- ・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の管理実績を有すること。

また、以下のいずれかの要件を満たすこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー試験の合格者であること。
- ・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格を保持していること。

③ 設計開発に関わる担当者

設計開発に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を 1 名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のシステムアーキテクト試験（旧アプリケーションエンジニア試験を含む。）の合格者であること。又は経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：アプリケーションスペシャリスト、専門分野：業務システムのスキル領域において、リーダー（レベル 4 以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理技術者試験のデータベーススペシャリスト試験（旧テクニカルエンジニア（データベース）試験を含む。）の合格者であること。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：データベースのスキル領域において、リーダー（レベル 4 以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理安全確保支援士の登録を受けている者。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：セキュリティのスキル領域において、リーダー（レベル 4 以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

④ 運用保守に関わる担当者

運用保守に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を 1 名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT サービスマネジメント、専門分野：運用管理、システム管理、オペレーション若しくはサービスデスクのいずれかのスキル領域において、リーダー（レベル 4 以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

(4) 作業場所

本調達に係る作業は、受託者の事業所内での実施とするが、事前に作業内容と作業場所について本機関の承認を得ること。

なお、本調達に関する打合せ、レビュー、報告会議等については、原則、Web 会議で実施すること。

(5) 作業の管理に関する要領

- ・受託者は、本機関が承認した設計開発計画書に基づき、設計開発業務に係る体制管理、進捗管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。
- ・受託者は、本機関が承認した運用保守計画書に基づき、運用保守業務に係る体制管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。

(6) 作業実施体制に関する留意事項

作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと本機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。

受託者は、止むを得ず要員を交替させる場合、事前に広域機関報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引き継ぎを必ず行うこと。

5. 作業の実施に関する事項

(1) サプライチェーンリスク対策

本業務の契約に先立ち、事前に、受託者の資本関係・役員の他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を本機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する情報は、個人単位（名指し）である必要はない。

利用する製品・サービス等に対し、受託者が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該利用する製品・サービスに適用されていること。また、それらを証明する資料を提出すること。

(2) 機密保持、資料の取扱い

受託者は、本業務の実施の過程で本機関が開示した秘密情報及び秘密情報を記録した資料等を本契約期間中の如何を問わず、第三者に開示、漏えい又は他の目的に使用しないこととし、そのために必要な措置を講ずること。

受託者は、本業務の実施にあたり、本機関より入手した資料等については、管理台帳により適切に管理し、資料の持ち出しは行わないこと。

ただし、資料の持ち出しや第三者に開示の必要性がある場合は、持ち出し若しくは開示の方針や漏えいの防止策を明示し本機関の承認を得ること。

受託者は、本業務完了後、当該資料を確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。

(3) 遵守する法令等

- ① 本仕様書に示す業務の実施に当たっては、次の文書に記載された事項を参考にすること。
 - ア デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
 - イ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準
 - ウ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度

- ② 受託者は、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について本機関の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。
- ③ 受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

6. 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 本調達における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由により権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て本機関に帰属するものとする。
- ② 本機関は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により本機関がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③ 本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、本機関から受託者に対価が完済されたとき受託者から本機関に移転するものとする。
- ④ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に本機関の承認を得ることとし、本機関は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 受託者は本機関に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(2) 契約不適合責任

本調達における契約不適合に関する責任を以下に示す。

- ① 受託者は、本機関に納入した成果物について、本業務の検収日から起算して 1 年間、契約不適合に関する責を負わなければならない。
- ② 受託者は、成果物の契約不適合が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、上記①の定めにかかわらず、本業務の検収日から起算して 1 年を経過した後も契約不適合に関する責を負わなければならない。
- ③ 本機関は、上記①②の期間において、契約不適合のある本調達の成果物について、受託者に相当の期限を定めて修補を請求又は修補に代え若しくは修補とともに当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求をすることができる。
- ④ 本調達の契約期間及び上記①②の期間におけるサービスの障害対応に当たり、他の関係者との

協議が必要な場合には速やかに実行できる体制を確保し、他の関係者と協力して対応すること。

(3) 検収

- ① 本仕様書に則って成果物を提出すること。
- ② 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。
- ③ 本仕様書以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

7. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加要件

- ① 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。
- ② 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- ③ 入札説明会に参加した者であること。
- ④ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑤ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- ⑦ 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
- ⑧ 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体及びその構成員でない者であること。
- ⑨ 本受託者は、以下の資格等を有していること。
 - ・個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS 認証等を取得している者であること。または同等であることを証明すること。
- ⑩ 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。

（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している

（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

8. 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受託者は、本仕様書に示す業務の全部、又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、第三者に再委託することは不可とする。また、本業務の契約金額に占める再委託契約金額は、原則 2 分の 1 未満とする。
- ② 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本仕様書が定める受託者の債務を、再委託先事業者も負うような必要な処置を実施すること。
- ③ 再委託者、再委託者が業務を委託する第三者（以下「再々委託者」という。）及び再々委託者が業務を第三者へ委託する場合の責任は受託者が負うこと。
- ④ 以下に示すものについても本仕様書「6 作業の実施に当たっての遵守事項」に示した事項を遵守させること。
 - ア 再委託者
 - イ 再々委託者
 - ウ 再々委託者が業務を委託する第三者

(2) 承認手続

- ① 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約予定金額について本機関に提出し、承認を受けること。
- ② 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関に提出すること。

9. その他特記事項

(1) 前提条件及び制約条件

- ・本仕様書は、受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記載していない事項であっても、本調達に必要と認められる事項は、本機関と追加負担を含め協議の上、これを行うこと。
- ・本件受託後に本仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって、本機関に申し入れを行うこと。
- ・受託者は、業務の遂行に当たり、本機関の作業負荷等を十分考慮すること。
- ・受託者のプロジェクトマネージャーは、業務の円滑な運営を図るため、本機関との連絡を密にして業務を遂行すること。
- ・本機関から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合直ちに本機関に報告し、本機関の指示に従って措置を講ずること。
- ・受託者は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守して安全の徹底を図り、作業を行うこと。
- ・受託者が行う提案や報告及び相談等は全て書面を持って実施し、内容については、本機関の承認を

得ること。

- ・ 本仕様書に記載したスケジュールは現時点での想定である。スケジュール変更があった場合の対応については、本機関と協議の上、決定すること。

10. 附属文書

別紙「要件定義書」

以上